



保険発第211号
平成12年12月13日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生省保険局医療課長



訪問看護療養費・老人訪問看護療養費請求書等の記載要領の一部改正について

標記については、「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成9年1月30日老健発第15号・保険発第9号）により取り扱われているところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）の制定に伴い、同通知を下記のとおり改正することとし、平成13年1月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、この件については、厚生省大臣官房障害保健福祉部、保健医療局、医薬安全局、社会・援護局、児童家庭局、保険局及び社会保険庁運営部の関係各課とは協議済みであるので念のため申し添える。

記

別紙のⅡの第2の14中「第2条の2」を「第2条の2第2項の規定により読み替えられる同条第1項第3号」に改める。

別紙のⅡの第2の32の(2)のア中「について、「×××」円に訪問日数を乗じて得た金額」を「の総額」に改め、同(3)中「項については」の下に「、老人保健法施行令第3条の2第1項の規定に基づき必要な事項を都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションにあっては」を、「訪問日数」の下に「(訪問日数が月5日を超えた場合は、5日)」を加える。

(別紙)

(参考)

訪問看護療養費・老人訪問看護療養費請求書等の記載要領

I 一般的事項 (略)

II 請求書等の記載要領

第1 請求書に関する事項 (様式第一関係) (略)

第2 明細書に関する事項 (様式第三)

1～13 (略)

14 「特記」欄について

次の表の内容に該当する特記事項を記載する場合は、略称を記載すること。

なお、電子計算機の場合はコードと略称を記載すること。

コード	略称	内 容
02	長	以下のいずれかに該当する場合 ①高額長期疾病に係る特定疾病療養受療証を提出した患者の負担額が、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第79条第5項に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が特定疾病療養受療証の提出を行った際に、既に健康保険法施行令第79条第5項に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。) ②老人保健特定疾病療養受療証を提示した患者の負担額が、老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)第2条の2第2項の規定により読み替えられる同条第1項第3号に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が老人保健特定疾病療養受療証の提示を行った際に、既に同条に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。)

15～31 (略)

32 「合計」欄について

(1) (略)

(2) 「負担金額」の項については、以下によること。

ア 「負担金額」の項中「保険」の項には、当該老人訪問看護の利用者から支払を受けた基本利用料について、~~「×××」円に訪問日数を乗じて得た金額の総額~~を記載すること。

ただし、市町村長から一部負担金の減免を受けた者の場合は、「減額」又は「免除」のいずれか該当する字句を○で囲み、減額の場合は減額後の一部負担金の金額を記載すること。

イ・ウ (略)

(3) 「基本利用料内訳」の項については、老人保健法施行令第3条の2第1項の規定に基づき必要な事項を都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションにあっては、1日当たりの基本利用料と訪問日数(訪問日数が月5日を超えた場合は、5日)を記載すること。

33 (略)